

補助金事業等収益明細書

(自)平成31年4月1日 (至)令和2年3月31日

社会福祉法人名 師勝福祉会

(単位:円)

交付団体及び交付の目的	区分	交付金額	補助金事業に係る利用者からの収益	交付金額等合計	うち国庫補助金等特別積立金積立額	交付金額等合計の拠点区分ごとの内訳			
						法人本部	セルプしかつ	共同生活援助施設	
北名古屋市社会福祉法人助成金	障害事業	6,645,000		6,645,000			6645000		
区分小計		6,645,000		6,645,000		0	6,645,000	0	
北名古屋市社会福祉法人助成金	償還	949,864		949,864				949864	
北名古屋市社会福祉法人助成金		利息	45,919		45,919			45919	
区分小計		995,783		995,783		0	0	995,783	
	施設								
区分小計			0		0		0		
合計		7,640,783		7,640,783		0	6,645,000	995,783	

(注) 1. 「区分」欄には、介護保険事業の補助金事業収益の場合は「介護事業」、老人福祉事業の補助金収益の場合は「老人事業」、児童福祉事業の補助金事業収益の場合は「児童事業」、保育事業の補助金事業収益の場合は「保育事業」、障害福祉サービス等事業の補助金事業収益の場合は「障害事業」、生活保護事業の補助金事業収益の場合は「生活保護事業」、医療事業の補助金事業収益の場合は「医療事業」、〇〇事業の補助金事業収益の場合は「〇〇事業」、借入金利息補助金収益の場合は「利息」、施設整備等補助金収益の場合は「施設」、設備資金借入金元金償還補助金収益の場合は「償還」と補助金の種類がわかるように記載すること。

2. 「交付金額等合計」の「区分小計」欄は事業活動計算書の勘定科目の金額と一致するものとする。

また、「交付金額等合計の拠点区分ごとの内訳」の「区分小計」欄は、拠点区分事業活動計算書の勘定科目の金額と一致するものとする。